

岩手県告示第83号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成24年2月3日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	指定年月日
なつた歯科医院	奥州市胆沢区南都田字宇南田164番地1	平成23年10月1日
有限会社菊屋薬局	上閉伊郡大槌町小槌第27地割3番地4	平成24年1月1日